

# 障害者差別解消法と学校教育

— 米国カリフォルニア州での特別教育を経験して —

Disability Discrimination Act and School Education:

From the experiences in the Special Education in California, the U.S.A

高橋 眞琴, 田中 淳一

TAKAHASHI Makoto and TANAKA Junichi

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第 31 号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.31, Feb., 2017

## 障害者差別解消法と学校教育

— 米国カリフォルニア州での特別教育を経験して —

### Disability Discrimination Act and School Education:

From the experiences in the Special Education in California, the U.S.A

高橋 眞琴\*, 田中 淳一\*

\* 〒 772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地 鳴門教育大学特別支援教育専攻  
TAKAHASHI Makoto \* and TANAKA Junichi \*

\* Department of Special Needs Education  
748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

**抄録**：2016年からは、日本において、障がいのある人への差別解消法にあたる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が本格的な実施となった。諸外国の障がいのある人への差別禁止法については、米国の「1990年障害のあるアメリカ人法」(The Americans with Disabilities Act of 1990: ADA)を参照しているといわれる。

本研究においては、ADA施行後の教育分野での「合理的配慮」に関連する研究を概観した上で、米国カリフォルニア州でのスペシャル・エデュケーション(以下、特別教育)を体験した障がいのある子どもの保護者より得られた情報について、ゆるやかなカテゴリー毎に整理した。そして、今後の日本での教育分野の「合理的配慮」を行う上の課題について、考察した。

**キーワード**：合理的配慮、米国カリフォルニア州の特別教育、障害者差別禁止法

**Abstract** : In Japan, 'Japanese Disability Discrimination Act' were enforced from 2016. In some countries, own 'Disability Discrimination Act' has been discussed in the 'ADA' literature. The first purpose of this paper is to review about educational studies related ADA. And the second purpose is to have the information from parents whose children experienced special education in California, the U.S.A. The special education in California, the U.S.A provides the educational right for children with disabilities. We got some suggestions from information of parents for 'Japanese Disability Discrimination Act' in our educational practice.

**Keywords** : Reasonable Accommodation; The Special Education in California, the U.S.A; Disability Discrimination Act

#### I. 問題と目的

2016年からは、日本において、差別解消法にあたる「障害<sup>\*註1</sup>を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が本格的な実施となった。この法律は、障がいを理由とするサービスの提供の拒否や制限などの「不当な差別取り扱いの禁止」と障がいのある本人(または、家族をはじめとするコミュニケーションの支援者)の申し出に沿った社会的障壁の除去のための配慮である「合理的配慮」で整理されている。行政機関等においては、「対応要領」がそれぞれ定められ、取り組みが行われている現状がある(内閣府, 2016, p.3)。

筆者らが2016年度の鳴門教育大学の教育支援講師・アドバイザー制度の枠組みにおいて、複数の学校関係の研修で赴いた際にも、「地域の通常学校でできる合理的配

慮について具体的に示してほしい」「発達障がいのある生徒にどのような合理的配慮を行えばよいか」「自己肯定感が低下している生徒に対して、どのように合理的配慮を行えばよいか」「特別支援学級に在籍する生徒が通常学級と交流及び共同学習を行う際に、どのような合理的配慮を行えばよいか」といった質問が寄せられることが多い。

文部科学省(2015)では、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する『合理的配慮』の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組み合わせ(スクールクラスター)を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及する」ことを趣旨として、「インクルーシブ教育システム構築モデ

ルスクール]「インクルーシブ教育システム構築モデル地域(交流及び共同学習)」「インクルーシブ教育システム構築モデル地域(スクールクラスター)」を受託し、研究を進めている。

また、厚生労働省(2016)の「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」においては、「発達障害者」の定義は、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」「『社会的障壁』の定義については、「発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としていることから、障がいが見えにくい発達障がいのある児童・生徒の社会的障壁とは、具体的にどのような内容なのかについて、学校を中心とした教育実践現場においては、検討をしていく必要があると予測される。例えば、前述の教育支援講師・アドバイザー制度の枠組での学校研修において、質問が寄せられている事例のように、発達障がいのある児童・生徒の自己肯定感やモチベーションなども「社会的障壁」として内包されるかどうかなどについてである。

同法においては、「教育に関する改正について(第8条第1項関係)」として、「発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定する」ということや「個別の教育支援計画の作成」や「個別の指導に関する計画の作成の推進」についても示されており、特に、通常学校、通常学級での発達障がいのある児童・生徒の指導や支援について、通常学級の指導を中心に行っている教員についても、検討も求められることが予測される。

さて、日本をはじめとする各国の「(障害者)差別解消法」施行や国連障害者の権利に関する条約に大きな影響を与えたのは、1990年障害のあるアメリカ人法(The Americans with Disabilities Act of 1990: 以下、ADA<sup>\*註2)</sup>といわれ、2008年に改正になっている。

したがって、すでにADA施行から25年を経ている米国の取り組み、特に、米国の中でも発達障がいのある人への権利擁護法であるランターマン法<sup>\*註3)</sup>が施行されているカリフォルニア州での実情を参照することは、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が本格的な実施となった日本の実践にも示唆が得られるものであると予測される。

そこで、本研究においては、ADA施行からの米国での教育分野での「合理的配慮」に関連する研究を概観した上で、米国カリフォルニア州でのスペシャルエデュケーション(以下、特別教育)を体験した障がいのある子どもの保護者より得られた情報についてゆるやかなカテゴ

リーごとに整理する。そして、今後の日本での教育分野の「合理的配慮」を行う上の課題について、考察することを目的とする。

## II. ADA 施行からの米国での教育分野での「合理的配慮」に関連する研究の概観

織原(2016, p.35)は、ADAについて、「教育機関は、障害を理由とする差別を回避するために必要な場合には、それがサービス・プログラム・活動の性質を本質的に変更するものであることが証明されない限りは、方法・慣行・手続に対する合理的変更(reasonable modification)をしなければならない」と述べている。また、高等教育の文脈においては、『合理的配慮(reasonable accommodation)』ではなく、『学術的調整(academic adjustment)』や『合理的変更(reasonable modification)』『補助援助とサービス(auxiliary aids and Services)』といった文言で説明されているとする(篠原, 2016, p. 36)。

国連の障害者の権利に関する条約や日本の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、「合理的配慮」および「基礎的環境整備」で説明される部分が、ADAでは三つの異なる用語で説明されていることが理解できる。篠原(2016, p.36)は、学術的調整の例として「ノートテイカー、録音装置、手話通訳者の提供、テストの時間延長、寮におけるテレタイプの提供、学校のコンピューターにおいて、画面読み上げ、音声認識などのソフト、ハードの装着」を示している。このような学術的調整にあたるであろう研究成果も米国においては、見受けられる。Bricout(2001)のコンピューターを媒介としたコミュニケーションや学習についての提案や、Witmer et al.(2015)の、指導の際に、大きな声で読む配慮が自己認識に与える影響についての研究などは、その例であろう。

教育活動での「配慮」や「調整」の有効性について、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒双方を対象として、効果測定を行っている研究も存在する。例えば、Elbaum and Batya(2007)の中等教育における学習障がいのある生徒と学習障がいのない生徒双方に対する数学テストでの音声読み上げやSmith and Riccomini(2013)の初等教育における学習障がいのある児童と学習障がいのない生徒双方に対する音量を減少させるヘッドフォンの装着に関する研究などがあげられている。

各教育分野における内容に関する研究では、運動の分野において、Newsham(2006)によるADA施行に伴うathletic training education programs(ATEPs)への参加度合いの調査やPetersen and Emese.(2007)の競技スポーツでの合理的配慮に関する研究があげられる。

発達障がいの文脈においては、Brinckerhoff and

Banerjee (2007) が、学習障害のある生徒のテストにおける誤認識について研究を行っている。Walsh et al. (2010) は、学習障がいのある人に対する学習上の配慮に関する研究を行っている。

障がいのある児童・生徒や学生の申し出やサポートに関する研究も存在する。例えば、McCleary (2007) は、学習障がいのある学生の配慮の要求と機関サービスのありかたについて、McConkey and Collins (2010) は、ソーシャルインクルージョンに向けたゴールの設定、Person-Centered Planning, それらに対するスタッフによる配慮について、研究を行っている。

このように、米国においては、ADA 施行に伴い、合理的配慮や障がいのある児童・生徒の申し立てに関する研究がなされていることが理解できる。日本の特別支援教育研究においても、今後、求められることであろう。

### Ⅲ. 米国カリフォルニア州の特別教育に関する 保護者からの情報提供

それでは、ADA が施行されている米国においては、実際には、「障害者差別禁止法」や「合理的配慮」がどのように障がいのある子どもたちの教育分野の文脈で捉えられているのであろうか。

筆者らは、米国カリフォルニア州にて、2016年9月に JSPACC (Japanese Speaking Parents Association of Children with Challenges: 手をつなぐ親の会) のコーディネートをを受け、会の役員である保護者2名から情報提供を受けた。情報提供は、保護者2名と第一著者、第二著者の計4名が同席した状態で行われた。

倫理的配慮として、事前に、「個人情報に関わる部分及び発言をしたくない部分については、情報提供を行う必要がない」「情報提供内容については、音声記録や画像記録を行う」旨を会の代表に、伝達した上で、情報提供を受けた内容については、学術論文及び学会発表で用いることについて、承諾を得た。

以下においては、米国カリフォルニア州の特別教育を実際に体験した子どもの保護者から情報提供を受けた内容をゆるやかなカテゴリーに整理した上で、提示していくこととする。

#### 1. 米国の特別教育のコンセプトについて

米国においては、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に、通常学校で学ぶには、どのようにすればいいのかをまず考える。「障がいがあるからこの学校に通学させよう」ではなく、「どうすれば、健常であれば通学したであろう地域の学校(ホームスクール)で学習できるか」をまず検討する。

そして、そのギャップを障がいのない子どもと同様の学習内容になるように、サポートするのが、米国におけ

る特別教育なのである。ありとあらゆる手段を用いても、しかしながら、「やはり障がいのない子どもと学ぶことが困難だ」と判断された場合には、障がいのある子どもを中心としたクラスに入ってみようかという考え方になる場合もある。この判断は、Individualized Education Program: 個別教育計画、以下 IEP) の作成過程に沿ってなされる。米国カリフォルニア州におけるベストは、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育」なのである。そして、障がいのある子どもが居住しているホームスクールの学区(以下、学区)は、そのような教育に向けて、最大の努力をすることとなっている。

#### 2. Individuals with Disabilities Education Act: IDEA<sup>\*註5</sup> について

Individuals with Disabilities Education Act, すなわち IDEA は、米国における障がいのある子どもたちの教育を保証する1990年に示された法律である。IDEA には、以下の①～⑥の6つの基本原則が示されている。

##### ① Free Appropriate Public Education (以下, FAPE)

無償で、適切な公教育を受ける権利をあたえなければならないという原則である。米国においては、学区に教育を提供する義務を課しているのである。

##### ② Zero Reject

すべての障がいのある子どもたちの教育を拒否できないという原則がある。

##### ③ Fair Assessment

障がいのある子どもは、アセスメントを受ける権利がある。学区は、'Find and Identify' という形で、アセスメントを受ける権利のある子どもを発見し、その子どもに教育を提供しなければならない。また、保護者が費用負担することなく、無償で教育を提供しなければならないという原則が存在する。

##### ④ Due Process Hearing

保護者が学区へリクエストするサービスなどで、学区との合意形成が困難な場合に、ヒアリングを受け、ジャッジに決定してもらおう。ヒアリングの内容をファイルする権利も保護者にある。

##### ⑤ Parents and Student Participation

IEP ミーティングには、障がいのある子どもも保護者も参加できるという原則である。

##### ⑥ Least Restrictive Environment (最小制約環境, 以下 LRE)

Least Restrictive Environment (最小制約環境) すなわち、LRE は、「学区には、生徒にとって、最も制約が少ない環境で教育を受けさせる義務がある」ことを意味する。具体的には、「差別なく、障がいのある子どもも障がいのない子どもと共に学べる環境を作らなければならない」というものである。しかしながら、障がいのある児童の

特性によっては、通常学校が必ずしも通常学校が LRE であるとは限らない。子どもたちそれぞれにとっての LRE について、本人や保護者も交え、協議していく。

尚、①～⑥の原則は存在するが、学校区によっても、サービスの状況が変化することもある。特に、費用負担に関することについては、学校区による差異も存在する。学校区は、「費用負担ができないために、サービス提供が不可能である」という回答は、困難なため、軋轢が生じる部分である。

### 3. IEP の作成内容と手順について

前述の FAPE の原則は、IEP にも反映される。IEP は、障がいのある子どもたち一人ひとりの個別の教育的ニーズに応じたプログラムを明記した計画であるが、IEP に基づいて、障がいのある子どもたちは、学校教育を受けているのである。必ず記載される項目は、以下の①～④の4項目である。

#### ① Present Level of Performance

現在、「何ができるか」という機能のレベルについて、記載する。Academics (学業) だけではなく、服のボタンかけなど Self help skill (自分でできる技能)、Social Skill (友だちと仲良くすることや、あいさつができる技能)、Transition (将来、学校卒業後に仕事を得て、税金を払っていける能力や将来に向けて、どのような方向に進んでいくのか)、Vocational skill (家庭内でのクッキング、家事、手伝いなど) も含まれる。

#### ② Annual Goals and Short Term Objectives

Annual Goals は、1年間の年次目標である。現在の機能とアセスメントの結果に基づき、1年間の目標を設定する。目標設定は、子どもの現在の機能や状況によって行われる。その目標を、3か月間程度の Short Term (短期目標) に分割して、ステップ・バイ・ステップで達成していき、1年間の目標を最終的に達成する。そのゴールを達成するためには、どのようなサポートやサービスが必要かを協議する。そして、そのようなプログラムを施行できる最善の場所はどこかについて、協議して決定する (Placement)。それぞれの子どもたちに必要なプログラムの分野における専門家 (例: 理学療法士、作業療法士、行動療法士など) が、目標計画時に参画する。3年に1回は、教育学上の心理士が全体を把握した上で、それぞれのプログラムの分野における専門家もミーティングでしっかり査定している。

#### ③ Support and Services

目標を達成するために、障がいのある子どもたちに、どのようなサポートやサービスが必要かについて、IEP を用いて示していくことである。

#### ④ Academics

学校教育における具体的な学業の内容である。

### 4. IEP 策定の際のミーティングと参画者について

ここでは、前述の IEP を策定する際のミーティングと参画者について、確認しておきたい。

IEP 策定の際のミーティングには、保護者、学校区の代表 (費用の負担をする学校運営者、Special Education Division の Director [統括者] など) 及び障がいのある子どもの担任の3者は、必ず参加する。

アセスメントに参画した専門家 (例: 理学療法士、作業療法士、行動療法士など)、児童・生徒のことをよく知っていてサポートしてくれる人 (友達、親戚、児童・生徒の主治医など)、普通学級の担任、アセスメント結果を報告する専門家、アドボケーターなども参画する。

単に、IEP における目標を設定するだけではなく、目標を達成するには、どのようにすればいいのかを検討することに重点が置かれ、「このようなサービスを提供しましょう」といった話し合いもなされる。そして、そのプログラムやサービスを提供するためには、どのような教育の場が良いのかについてや、それぞれの子どもにとっての LRE が何かについて議論された上で、就学先の学校の決定 (Placement) も最終的に行われる。

策定のためのミーティングは、最低年に1回開催されなければならない。例えば、3か月間の短期目標の達成が困難だったために、長期目標の達成が困難だと推察される場合や、サービスの実施に嫌疑が生じる場合などは、IEP の再度のミーティングの開催について、書面をもって、要請することが可能となっている。

行動の問題が生じた場合、コミュニケーションのための教材の代替が有効だと推察される場合など、再度のアセスメントの実施についても、書面をもって、要請することができる。書面をもって、アセスメントの依頼があった場合には、学校区は15日以内に、アセスメントプランを提出しなければならない。そのプランに保護者がサインをして、初めて、アセスメントの実施が決定される。保護者の許可なしでアセスメントをすることは、米国カリフォルニア州の特別教育では、許されていない。また、保護者が要請した場合において、保護者は、改めて、書面にサインすることになる。そのサインをした60日以内に、アセスメントが実際に行われ、結果を話し合う IEP ミーティングが開催されなければならない。この IEP ミーティングに参加する人には、様々な人がいる。前述の IEP 策定の際のミーティングの参画者以外に専門家 (例: 理学療法士、作業療法士、行動療法士など) で同資格をもつ代行者、リージョナルセンターのサービスコーディネーター、事前に学校区に連絡した上で、弁護士の同席も可能である。子ども側に弁護士が同席する場合には、学校区側の弁護士の同席が可能となっている。サポートしてくれる友達、家族、プライベートのセラピストなどである。また、保護者に通訳が必要な場合には、学校

区が要請する必要がある。

## 5. IEPに関する合意形成について

学校側と保護者側が合意できない場合には、前述の Due Process をファイルする。ファイルを行った場合には、学校区が受け取った15日以内に、子ども側と学校区側の当事者のみで話し合いをもつことになっている。そこで、合意形成ができればいいが、合意形成ができない場合には、オプショナルで、合意形成を目的として、第三者が入り、双方の意見を聴くミーティング (mediation meeting) が設定される。ただし、子ども側か学校区側のどちらかが希望しない場合には、このオプショナルのミーティングは開催されない。

Due Process のファイルを学校区が提供する義務を怠っている場合、障がいのある子どもの保護者は、不服を申し立てするためのミーティング (resolution meeting) にて、保護者の訴えを提出することが可能となっている。

## 6. Special Education Local Plan Area (SELPA) について

前述のように、子どもたちそれぞれにとっての LRE について、本人や保護者も交え、協議していくのであるが、学校によっては、複数の障がい種に、対応できない場合がある。そのため、米国カリフォルニア州においては、近隣の町が集合して運営を行っている Special Education Local Plan Area (以下、SELPA) が存在する。それぞれの学校の得意分野を生かして、特に、障がいのある子どもの Placement に活用されている。

尚、障がいのある子どもの IEP に記載されているプログラムの費用を負担するのは、居住地のホームスクールの学校区となっている。ホームスクールの学校長や SELPA 内の Special Educational Division のディレクターにその権限がある。SELPA 内にもコアカリキュラムが存在し、基本的には、学年相応 (age appropriate) で、障がいのある子どもたちは、学んでいる。発達障がいのある子どもたちの場合、障がいのない子どもたちと同じクラスで学べるようにエイドをつけて学んでいるが、その費用は、ホームスクールの学校区が負担している。

## 7. カリフォルニア州の特別教育を経験しての「合理的配慮」とは

それでは、米国の特別教育を体験する障がいのある子どもにとっての「合理的配慮」とは、どのような内容を指すのであろうか。今回の保護者からの情報提供からは、以下のような示唆が得られた。

まず、「合理的配慮」については、ADA に謳われている項目であるということであり、特別教育における合理的配慮については、障がいのある子どもが LRE で学べるように、また、障がいのない子どもと同じカリキュラムで学べるように、必要なものを提供し、配慮することだと考えられる。基本的には、ホームスクールには、コアカリキュラムが存在する。そのカリキュラムで学べるよ

うに、例えば、知的障がいのある子どもの場合には、エイドをつけることや、発達障がいのある子どもたちの場合、テストのときの時間延長、宿題の際の分量への配慮、例えば、社会で大統領を学ぶ障がいのある子どもの場合、その内容を精選することなどが考えられる。障がいの重い子どもの場合でも、基本的に学年相応となっており、立体教材、ブックレポートも活用されている。米国の場合、IEP が、障がいのある子どもの教育において、最も準拠されるものといっても過言ではない。

## V. 考察

本研究においては、ADA 施行からの米国での教育分野での「合理的配慮」に関連する研究を概観した上で、米国カリフォルニア州での特別教育を体験した障がいのある子どもの保護者より得られた情報についてゆるやかなカテゴリーごとに整理した。

今後の日本での教育分野の「合理的配慮」を行う上の課題については、以下のように考察される。

### 1. 合理的配慮を行うにあたっての合意形成について

米国カリフォルニア州においては、IEP に関して、学校側と保護者側が合意できない場合には、Due Process をファイルし、手続き方法や期限が定められている。

一方、文部科学省 (2015) が示す「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」においては、「当該障害者が社会的障壁の除去を表明していることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。」とされるが、日本の文化においては、調和を尊び、物事を対話によって解決していくことを重視し、相手との紛争を必ずしも良しとしない傾向があると推察される。建設的対話について、学校の教員と障がいのある子ども、あるいは、その家族との間で、どのように、行っていくのかを検討することは、今後の合理的配慮を学校教育の現場で実践していく上の課題となるだろう。

障がいのある子どもたちの保護者にとっては、特別支援教育が学校において順調に行われることは、家族の生活面にも大きくかわることである。合理的配慮を行う上で、関係者が建設的対話を見通しをもってできることや、障がいのある子どもの学習上の権利の保障については、今後、日本においても検討していく必要がある。

### 2. 合理的配慮を行うにあたってのアドボケーターについて

米国カリフォルニア州の特別教育においては、IEP を策定するにあたって、障がいのある子どもの保護者が権利擁護を主張するため、友人や主治医などのアドボケー

ターの同席も認められているという情報があった。このようなアドボケートを行う立場の人材が、日本における合理的配慮を行う上で、どのような立場になるのかについて、検討していくことも今後の課題であろう。

### 3. 合理的配慮を行うにあたっての費用負担について

米国カリフォルニア州の特別教育においては、障がいのある子どもの IEP のプログラムを実行するためには、子どもの居住地の学校であるホームスクールが負担しているという情報があった。プログラムの提供が十分に行いきい場合には、SELPA の活用も見られた。日本においてもスクールクラスターの検討が行われているが、スクールクラスター内において、特別支援教育に関して、一定の知見を有するディレクターやコーディネーターが存在することで、スクールクラスター内の障がいのある子どものよりよい合理的配慮に向けた取り組みが望まれるのではないだろうか。

本研究においては、既に、障害者差別禁止法にあたる ADA を施行している米国での研究や米国カリフォルニア州の特別教育を経験している子どもの保護者から情報提供を得た。IEP の作成手順などから、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ」ということや学ぶ権利を守ることについて、改めて考えさせられた。

IDEA や ADA に関しては、法律面での申し立てや調停に関する研究も既に存在する (Czapanskiy, 2014; Hilland Hill, 2012)。

今後は、厚生労働省 (2016) の「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」に見られるように、発達障がいのある子どもたちへの合理的配慮のあり方への検討も望まれるところである。発達障がいのある人への先駆的な地域支援を行っている米国カリフォルニア州のリージョナルセンターにおける実践については、本稿では、触れることができなかったが、別の研究物で言及することとしたい。

#### 【注】

\*注<sup>1</sup> 本稿においては、法律や通達、文献の引用部分については、「障害」の表記を用いるが、本文中では、「障がい」の表現を用いることとする。

\*注<sup>2</sup> The Americans with Disabilities Act of 1990 (ADA) については、[https://www.ada.gov/2010\\_regs.htm](https://www.ada.gov/2010_regs.htm) を参照。

\*注<sup>3</sup> U.S. Department of Justice Civil Rights Division より U.S. Equal Employment Opportunity Commission (雇用機会の平等) に言及した上で、ADA における質疑応答である “Americans with Disabilities Act Questions and Answers” (<https://www.ada.gov/qandaeng.htm> で閲覧可能、閲覧日：2016年9月27日) の記述がある。そこでは、Q. What

is “reasonable accommodation?” に対して、A. Reasonable accommodation is any modification or adjustment to a job or the work environment that will enable a qualified applicant or employee with a disability to participate in the application process or to perform essential job functions. Reasonable accommodation also includes adjustments to assure that a qualified individual with a disability has rights and privileges in employment equal to those of employees without disabilities. という回答がなされている。

\*注<sup>4</sup> ランターマン法については、State of California Development of Developmental Services (発達障害者サービス局) の ‘Lanterman Developmental Disabilities Services Act’ (ランターマン発達障害者サービス法) [http://www.dds.ca.gov/statutes/docs/LantermanAct\\_2016.pdf](http://www.dds.ca.gov/statutes/docs/LantermanAct_2016.pdf) で閲覧可能 (閲覧日：2016年9月27日) 当該法については、地域生活、就労、医療、教育をはじめとして、発達障がいのある人の権利が規定されている。

\*注<sup>5</sup> IDEA については、Center for Parent Information and Resources の Web サイト <http://www.parentcenterhub.org/repository/idea-copies/#statute> で閲覧可能である。(閲覧日：2016年9月27日)

#### 【付記】

本研究は、科学研究費助成事業基盤研究 (C) 「地域連携を基盤とするグレーゾーンの子どものための支援：日米比較を追求する」(16K01870, 研究代表者：高橋真琴) の研究の一環として行っている。

#### 【引用・参考文献】

- Brinckerhoff, Loring C. ; Banerjee, Manju. (2007) Misconceptions Regarding Accommodations on High-Stakes Tests: Recommendations for Preparing Disability Documentation for Test Takers with Learning Disabilities Learning Disabilities Research & Practice (Wiley-Blackwell). Nov2007, Vol. 22 Issue 4, pp.246-255
- Bricout, John C. (2001) Making Computer-Mediated Education Responsive To the Accommodation Needs of Students with Disabilities *Journal of Social Work Education*. Vol. 37 Issue 2, p267-281
- Czapanskiy, Karen Syma (2014) ‘Special Kids, Special Parents, Special Education’ *Journal of Law Reform*. Vol. 47, Issue 3, pp.733-790.
- Elbaum,; Batya (2007) Effects of an Oral Testing Accommodation on the Mathematics Performance of Secondary Students With and Without Learning Disabilities *Journal of Special Education*, Vol. 40 Issue 4,

- pp. 218-229
- Graham, Alice Tesch(2016). 'Individuals With Disabilities Education Act: Guide and Toolkit (Book Review)' *Journal of Catholic Education.*, Vol. 19, Issue 3, pp.350-353
- Hill · Doris · Adams; Hill, · Stephanie · J.(2012) 'Autism Spectrum Disorder, Individuals with Disabilities Education Act, and Case Law: Who Really Wins?' *Preventing School Failure*, Vol.56, Issue 3, pp.157-164
- Krewson&Trisha(2016) 'The Conflict Between Preserving the Rights of Students with Disabilities and Promoting safe schools-will the procedural safeguards of the individuals with disabilities edcation act survive the era of school violence?' *University of Toledo Law Review*. Winter, Vol. 47 Issue 2, p515-552
- McCleary-Jones,Voncella. (2007) Learning Disabilities in the community college and the role of disability services departments *Journal of Cultural Diversity*. Spring, Vol.14 Issue 1, pp.43-47
- Newsham, Katherine R. (2006) Athletic Training Students With Disabilities: A Survey of Entry-Level Education Programs *Journal of Athletic Training (National Athletic Trainers' Association)* Vol.41,Issue4, pp.409-414
- Petersen, Jeffrey C. ; Ivan, Emese. (2007) Reasonable Accommodation in Competitive Sport *JOPERD: The Journal of Physical Education, Recreation & Dance*. May/Jun2007, Vol. 78 Issue 5, p9-10
- Raj,Claire. (2016) 'The Misidentification of Children with Disability: A Harm with No Foul' *Arizona State Law Journal*. Summer, Vol. 48 Issue 2, pp.373-437
- Smith, Gregory W.; Riccomini, Paul J. (2013) The Effect of a Noise Reducing Test Accommodation on Elementary Students with Learning Disabilities *Learning Disabilities Research & Practice*, Vol.28 Issue2, pp.89-95
- Townsend, Walker, Brenda L. (2014) Sixty Years After Brown v. Board of Education: Legal and Policy Fictions in School Desegregation, the Individuals with Disabilities Education Act, and No Child Left Behind *Multiple Voices for Ethnically Diverse Exceptional Learners*. Fall2014, Vol.14 Issue 2, pp41-51
- Walsh, Patricia Noonan; Emerson, Eric; Lobb, Carolyne; Hatton, Chris; Bradley, Valerie; Schalock, Robert L.; Moseley, Charles.(2010)Supported Accommodation for People With Intellectual Disabilities and Quality of Life: An Overview *Journal of Policy & Practice in Intellectual Disabilities*. Vol. 7 Issue 2, pp.137-142
- 栗野正紀 (2000) 「日本におけるアメリカ障害児教育研究の動向」 *特殊教育学研究* 38(3) pp.61 - 64
- 石橋由紀子 (2009) 「アメリカ障害児教育における違法手続き公聴会における立証責任の所在— Schaffer v. Weast 訴訟の検討を通して—」 *兵庫教育大学研究紀要* 第35巻, pp.79 - 88
- 大森弘子 (2005) 「ADA (障害をもつアメリカ人法) の権利保障に関する研究」『*佛教大学大学院紀要*』第33号 pp.251 - 263.
- 織原保尚 (2016) 「アメリカにおける発達障害と高等教育における配慮の合理性に関する法的基準」 *別府大学紀要*第57号, pp.29 - 41
- 厚生労働省 (2016) 「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」 *社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発0801第1号*
- 内閣府 (2016) 『*障害者白書*』
- 長野麻由実 (2009) 「米国関連サービス訴訟に見る要医療ケア児の公教育へのアクセス保障～米国障害児教育関連訴訟分析(その2)～」 *関西大学教育学会『教育科学セミナー』* 第41号, pp.1 - 10
- 長野麻由実 (2010) 「研究情報 カリフォルニアでの研究生生活～米国障害児教育の現状を追って～」 *関西大学教育学会『教育科学セミナー』* 第41号, pp.55 - 64
- 「研究情報 カリフォルニアでの研究生生活～米国障害児教育の現状を追って～」
- 長野麻由実 (2011) 「米国メインストリーミング関連訴訟に見る障害児の最も制限のない教育環境提供基準～米国障害児教育関連訴訟分析(その3)～」 *関西大学教育学会『教育科学セミナー』* 第42号, pp.41 - 52
- 野口和行 (2011) 「米国における障害者を対象とした野外教育：米国の障害者政策と障害者教育の変遷との関連」 pp.23 - 32
- 松田真正・吉利宗久・眞田敏 (2001) 「アメリカ合衆国の自閉症教育に関する法制度とその運用状況」『*川崎医療福祉学会誌*』Vol11, No.1, pp.31 - 36
- 文部科学省 (2015) 「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/h27/1376569.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h27/1376569.htm) で閲覧可能 (閲覧日：2016年9月28日)
- 文部科学省 (2015) が示す「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」



